# ● ● めざす姿 3 暴力やハラスメントのない「安心・安全社会」 ● ●

板橋区配偶者暴力防止基本計画

### 行動 10 DVの未然防止と早期発見

#### 現状と課題解決の方向性

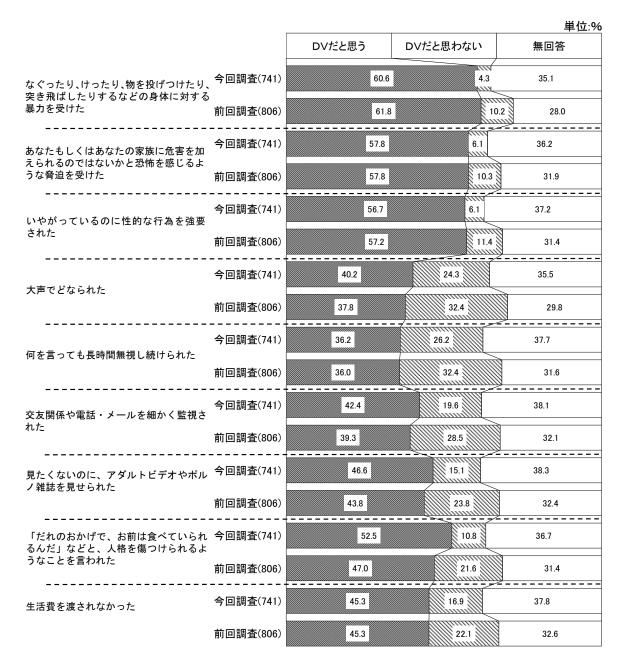
- 配偶者・パートナーへの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。 被害者は多くの場合は女性で、その背景には男女間の様々な格差があるとされてお り、DVの根絶は男女平等参画社会の実現と密接に関係しています。安心・安全な 社会づくりに向け、学校や地域の様々な団体に対してDV防止のための取組を包括 的に実施し、地域全体で暴力を許さない社会をめざします。
- 区民への意識・実態調査によると、調査票に示されたすべての行為について平成 26 年度の前回調査と比べて「DVだと思わない」とする人が減っていることから、 DVについての正しい認識が少しずつ広まりつつあることがうかがえます。

しかし、「大声でどなられた」「長時間の無視」の項目については、「DVだと思う」と回答した人がそれぞれ 40.2%、36.2%いる一方、「DVだと思わない」と回答した人がそれぞれ 24.3%、26.2%と、いずれも約 4分の 1 の人が DVと認識していないという結果となっています。【図 4-22】

身体的暴力のみならず、心理的な攻撃や経済的圧迫等もDVにあたることを啓発していきます。

- 交際相手からの暴力(デートDV)については、「男女間における暴力に関する調査報告書」(平成30年3月内閣府男女共同参画局)によると「被害経験がある」と回答した人は女性が21.4%、男性が11.5%となっています。性・年齢階級別にみると20代の女性が36.0%と被害経験のある割合が最も高くなっています。また、民間の相談機関からは被害者の年齢層が若年化している傾向が見られるとの声も上がっていることから、若年層に向けたデートDV防止施策を強化していきます。
- DVの被害に遭うと、身体的なダメージだけでなく精神的にもダメージを受け、 長期にわたるDV被害は回復に相当の時間がかかります。このため、DV被害に遭ったときにはひとりで抱え込まず、早期に相談窓口につながることが大切です。安心して相談できる窓口として、配偶者暴力相談支援センター(以下「配暴センター」という。)をはじめとした行政の相談窓口の周知にさらに力を入れていきます。
- 加害者への恐怖心等から周囲へ支援を求められない被害者がいることを踏まえ、 保健師や保育士・教職員等、被害者と接する機会のある職員及び医療機関や地域の 民生委員等と連携し、被害の早期発見に努めます。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大による生活不安や外出自粛等の影響から、世界中でDVの増加や深刻化が報告されました。今後は、新たな生活様式や働き方の多様化などの様々な理由により、家庭で過ごす時間が増えることでDVの増加や深刻化の懸念がある点に留意して事業を実施していきます。

#### 【図 4-22】どのような行為をDVだと思うか(前回調査との比較)



資料:板橋区男女平等に関する意識・実態調査報告書[調査対象:区民]

【備考】前回調査は平成 26 年度実施「板橋区男女平等に関する意識・実態調査 (調査対象:区民)」より作成。 対象…区内在住の 20 歳以上の男女

### 施策 22 若年者等への教育・啓発

DVによる被害を生まないため、また、自覚なく被害を長期間受けることがなくなるよう、学齢期からDVに関する啓発を行います。また、地域の各種団体への啓発等、包括的な暴力防止施策を展開します。

## 〇重点事業

成果指標No.18·19

| 事業名   | No.86 中学生向けデートDV防止教育                       |                      |                   | 担当課 | 男女社         | 会参画課              |
|-------|--|----------------------|-------------------|-----|-------------|-------------------|
| 内容    | 区内の中学校での出前講座等、若年者のデートDV防止に関する教育を実施<br>します。 |                      |                   |     |             |                   |
| 年度別計画 | 令和3年度<br>(2021年度)                          | 令和 4 年度<br>(2022 年度) | 令和5年度<br>(2023年度) |     | 6 年度<br>年度) | 令和7年度<br>(2025年度) |
|       | 講座の実施<br>講座内容の見直し・改善                       |                      |                   |     |             |                   |
|       |  |                      |                   |     |             |                   |

### 成果指標No.20

| 事業名   | No.87 若年層に向けた予防啓発               |                                    |                   | 担当課     | 男女社 | 会参画課 |
|-------|---------------------------------|------------------------------------|-------------------|---------|-----|------|
| 内容    | 大学祭、成人式                         | 大学祭、成人式等におけるデートDV防止に関する冊子の配布等、若年層に |                   |         |     |      |
|       | 向けた啓発を行います。                     |                                    |                   |         |     |      |
| 年度別計画 | 令和3年度<br>(2021年度)               | 令和 4 年度<br>(2022 年度)               | 令和5年度<br>(2023年度) | 令和 6 年度 |     |      |
|       | -<br>冊子の配付等啓発の実施<br>啓発内容の見直し・改善 |                                    |                   |         |     |      |
|       |                                 |                                    |                   |         |     |      |

| No. | 事業名         | 内容                 | 担当課     |
|-----|-------------|--------------------|---------|
| 88  | 地域の各種団体に対する | DV防止に関する基礎知識や相談    | 男女社会参画課 |
|     | 啓発          | 窓口について、地域の各種団体に向   |         |
|     |             | けた啓発を行います。         |         |
| 89  | 女性に対する暴力防止運 | 女性に対する暴力をなくす運動期    | 男女社会参画課 |
|     | 動           | 間(11月12日~25日)に合わせ、 |         |
|     |             | 広報いたばしへの掲載やリーフレ    |         |
|     |             | ットの配布等、DV防止の啓発及び   |         |
|     |             | 相談窓口の周知を行います。      |         |

### 施策 23 地域への周知及び見守りの連携

自身で声を上げて相談窓口へつながることが困難な被害者のために、医療機関や地域の民生委員等へ相談や通報の重要性について周知を行います。また、少しでも相談への心理的ハードルが緩和されるよう、相談窓口に関する広報の内容について適宜見直しを図ります。

| No. | 事業名         | 内容               | 担当課     |
|-----|-------------|------------------|---------|
| 90  | 地域での見守りを担う職 | 保育士・保健師・ケースワーカー・ | 男女社会参画課 |
|     | 員に対する研修     | 養護教諭等の見守りを担う職員に  |         |
|     |             | 対して、DVの早期発見につながる |         |
|     |             | よう研修や相談窓口の周知を行い  |         |
|     |             | ます。              |         |
| 91  | 医療機関に対する周知  | 医師会と連携し、地域の医療機関に | 男女社会参画課 |
|     |             | 対して相談窓口や通報制度の周知  |         |
|     |             | を行います。           |         |
| 92  | 地域活動団体に対する周 | 地域で活動する団体(民生委員協議 | 男女社会参画課 |
|     | 知           | 会等)に対して相談窓口の周知を行 |         |
|     |             | い、早期発見につながる体制を整備 |         |
|     |             | します。             |         |
| 93  | 相談窓口の周知の強化  | 相談窓口案内カード等の設置場所  | 男女社会参画課 |
|     |             | の拡充及び内容や媒体の見直しに  |         |
|     |             | より、相談窓口の周知を強化しま  |         |
|     |             | す。               |         |

### 行動 11 D V被害者支援

#### 板橋区配偶者暴力防止基本計画

#### 現状と課題解決の方向性

○ DV被害者支援において、区は人々の暮らしに最も身近な地方自治体として、東京都や他自治体・関係機関と連携して取り組む必要があります。

板橋区では、平成23(2011)年度に配暴センターを開設し、被害者からの相談受付、関係機関との連携や庁内の職員に対する意識啓発等を行ってきました。今後も DVに関する総合的な窓口として、庁内外の連携をより一層強化していきます。

- 区民への意識・実態調査によると、「被害を受けたことがある」という人の割合 は前回調査と比べて若干減少しています。【図 4-23】
  - 一方、板橋区の配暴センターにおけるDVの相談件数は平成 29 (2017) 年度が 413 件、平成 30 (2018) 年度が 474 件、令和元 (2019) 年度が 559 件とここ数年で 増加しています。また、全国的には、配暴センターの相談件数は平成 26 年度以降、10 万件を超える件数で推移しています。【図 4-24】
- 配偶者(パートナー)や交際相手から何らかの暴力被害を受けたと回答している人のうち4割以上の人が「どこにも相談しなかった」と答えています。その内60.4%の人が「相談するほどのことではないと思った」と回答しており、特に男性は女性より10%以上多くなっています。【図4-25】

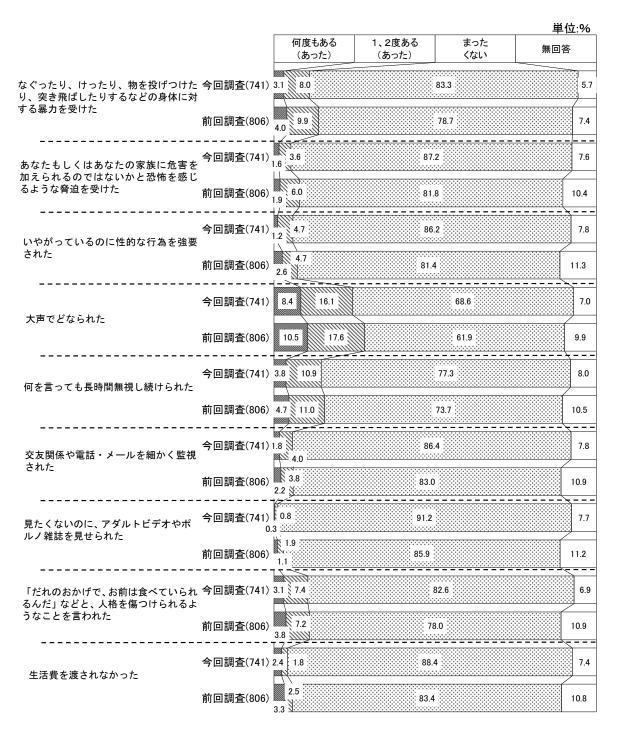
DV被害に関する悩みをひとりで抱え込まないよう、相談することの大切さを周知するとともに、利用しやすい相談窓口をめざし、相談体制を拡充していきます。

○ 子どもの面前でのDVは、児童虐待と定義されており、近年発生した児童死亡事件から、DVと虐待の関係が注視されています。令和元(2019)年には児童相談所と配暴センターの連携強化のため、「配偶者暴力防止法」及び「児童福祉法」が改正されました。

板橋区では、児童相談所と子ども家庭支援センターの機能を併せ持つ「(仮称) 板橋区子ども家庭総合支援センター」が令和4 (2022) 年度に開設される予定となっています。児童相談所と配暴センターがより一層緊密な連携を取るために、スムーズに連携するための仕組みづくり等、DV被害者支援と虐待対策に一体として取り組んでいきます。

- また、全国の状況を見ると、自治体による被害者情報の漏えい事故が後を絶ちません。被害者の身体的な安全と精神的な安心のため、情報の取扱いには細心の注意が必要です。職務関係者には、DV被害者の特性や立場への理解を促進し、切れ目のない安全な支援体制確立をめざします。
- DV被害者支援においては、支援の各段階において本人の意思を確認し尊重しながら、被害者に寄り添った支援をしていくことが大切です。また、職務関係者は加害者と接することもあり、窓口での対応に苦慮することもあります。支援者の質の向上及び安全の確保のため、研修の機会や支援に関する最新情報を提供できるよう配暴センターの機能を強化していきます。

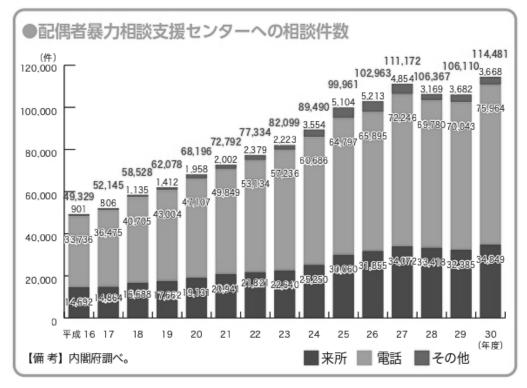
#### 【図 4-23】 D V の被害経験(前回調査との比較)



資料:板橋区男女平等に関する意識・実態調査報告書 [調査対象:区民]

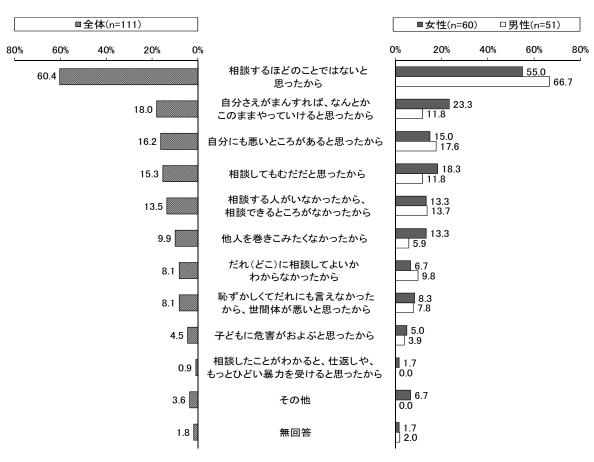
【備考】前回調査は平成 26 年度実施「板橋区男女平等に関する意識・実態調査(調査対象:区民)」より作成。 対象…区内在住の 20 歳以上の男女

【図 4-24】全国の配暴センターへの相談件数



資料:内閣府男女共同参画局 ひとりひとりが幸せな社会のために 令和2年度版データ

【図 4-25】相談しなかった理由



資料:板橋区男女平等に関する意識・実態調査報告書 [調査対象:区民]

## 施策 24 支援体制の充実 重点



DV被害者本人の意思と状況に応じたきめ細やかな支援や、切れ目のない総合的な 支援が実施できるよう、配暴センターにおける相談体制の拡充や被害者保護、生活支 援等に一体的に取り組みます。

## 〇重点事業

成果指標No.21

| 事業名   | No.94 配暴センターにおける相談体制の拡充                                  |                      |                   |                   | 男女社 | 会参画課              |
|-------|--|----------------------|-------------------|-------------------|-----|-------------------|
| 内容    | 従来の電話や面談での相談に加え、メールでの相談や男性被害者への面談で<br>の相談等、相談体制の拡充を図ります。 |                      |                   |                   |     |                   |
| 年度別計画 | 令和3年度<br>(2021年度)  | 令和 4 年度<br>(2022 年度) | 令和5年度<br>(2023年度) | 令和6年度<br>(2024年度) |     | 令和7年度<br>(2025年度) |
|       | 拡充に向けた記  | こ向けた調整相談体制の拡張        |                   | <del></del>       |     |                   |
|       |  |                      |                   |                   |     |                   |

| No. | 事業名         | 内容               | 担当課     |
|-----|-------------|------------------|---------|
| 95  | DV相談の実施     | DV被害者に寄り添う姿勢で相談  | 男女社会参画課 |
|     |             | を実施し、問題解決を図ります。  | 福祉事務所   |
| 96  | D V被害者保護    | 一時保護を必要とする被害者の多  | 福祉事務所   |
|     |             | 様な特性を理解・尊重し、一人ひと |         |
|     |             | りの状況に応じた適切な支援を実  |         |
|     |             | 施します。            |         |
| 97  | 母子等緊急一時保護事業 | 母子等が緊急に保護を必要とする  | 生活支援課   |
|     |             | 場合に、一時的に指定施設で保護す | 福祉事務所   |
|     |             | ることにより、対象者の安全を確保 |         |
|     |             | します。             |         |
| 98  | 相談員との緊密な連携  | DV相談を担当する相談員と配暴  | 男女社会参画課 |
|     |             | センター職員が緊密に連携し、支援 | 福祉事務所   |
|     |             | に関する最新情報の共有や安心し  |         |
|     |             | て相談を受けられる体制の維持に  |         |
|     |             | 努めます。            |         |

### 施策 25 配偶者暴力相談支援センターの機能強化

庁内連携を強化し、職員への研修などDV被害者支援に関わる人材の育成及び職務 関係者のケアや安全の確保に努めます。また、「(仮称)板橋区子ども家庭総合支援センター」等の関係機関と配暴センターがスムーズに連携するための仕組みづくりに取り組みます。

| No. | 事業名          | 内容                   | 担当課      |
|-----|--------------|----------------------|----------|
| 99  | DV連絡会の充実     | 連絡会の開催を通して、行政、警察、    | 男女社会参画課  |
|     |              | 民間支援団体など関係機関の情報      |          |
|     |              | 共有を促進するとともに、相互協力     |          |
|     |              | と緊密な連携体制構築を図ります。     |          |
| 100 | DV担当者連絡会の充実  | 現場での実務を担う担当者レベル      | 男女社会参画課  |
|     |              | での連絡会を開催し、より実践的な     |          |
|     |              | 課題解決に向けて検討を行います。     |          |
| 101 | 要保護児童対策地域協議  | 関係機関・部署とネットワークを構     | 児童相談所開設準 |
|     | 会            | 築することにより、要保護児童等の     | 備課       |
|     |              | 適切な保護や支援を図ります。       | 子ども家庭支援セ |
|     |              |                      | ンター      |
| 102 | 面前DV等相談受付体制  | 児童虐待(心理的な虐待)に該当す     | 子ども家庭支援セ |
|     | の強化          | る面前DVの対応を強化するため、     | ンター      |
|     |              | 24 時間 365 日の相談体制構築を図 |          |
|     |              | ります。                 |          |
| 103 | 子ども家庭支援センター  | DV被害者支援と児童虐待対策を      | 男女社会参画課  |
|     | (児童相談所)との連携強 | 一体的に取り組んでいくため、支援     | (庁内連携)   |
|     | 化            | の連携を強化します。           |          |
| 104 | 研修等の充実       | DV被害者支援に関わる職員の研      | 男女社会参画課  |
|     |              | 修等により、支援の質の向上や二次     |          |
|     |              | 被害防止に努めます。           |          |